

一般質問通告一覧表（第2回定例会）

平成27年3月2日招集

<p>1. 保育料軽減を</p>	<p>町政執行方針では「子ども健やか育み宣言」がうたわれ、安心子育ての経済的支援が述べられております。4月から実施の「子ども・子育て支援新制度」にあわせて、保育料が示されました。4月から8月の保育料は前年度の市町村民税をもとに算定し、9月から3月の保育料は当該年度市町村民税をもとに算定します。最高額の保育料は、標準時間3歳未満児で月額8万5,000円と変わらず、総合計画審議会は「低所得者層に限らず、全ての利用者を対象に保育料を軽減すべきである。」と答申しています。</p> <p>この間、平成22年の年少扶養控除廃止に伴う所得税増額が保育料に連動しないように、同控除相当額を差し引く「再計算」が行われてきました。しかし、厚労省が新制度の実施に向けた自治体への文書で、再計算は行わないとしたことから保育料の値上げが懸念されます。多子世帯ほど保育料負担が増大することになります。</p> <p>国の基準より保育料を3割から7割に抑えていたり、階層区分を18まで細分化している自治体もあるなか、本町は3区分増やし軽減を図っていますが、それ以外は国の基準並です。そこで保育料負担軽減に向けて以下の事を求めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 階層区分の細分化の拡大を図るとともに、保育料を軽減すること。 ② 年少扶養控除廃止に伴う値上げを抑える措置をとること。 ③ 短時間保育料の引下げを。 	<p>12番 重山雅世</p>
<p>2. 賃金引上げ実現へ指導を</p>	<p>公共工事設計労務単価は、3年前から3割以上、金額にすれば主な職種の平均で4,000円以上単価が上がっています。下請業者が労働者に社会保険をかけるときの事業主負担分なども含む「建設労働者の雇用に伴い必要な経費」の額も公表されています。一昨年来の単価改定は下がり続ける賃金によって建設労働者不足が深刻になり、国も対応を迫られたためです。建設労働者の賃上げの原資は元請に渡っています。しかし、現場の労働者の賃金に反映するかどうかは事業者任せられています。</p>	

<p>3. 栗山高校生への資格取得支援に向けて</p>	<p>平成25年、この問題を一般質問しましたが、賃金支払状況等の実態調査を行い指導の徹底を図り、公契約条例に準じた取り組みを行っている他自治体の例なども参考にしながら、元請・下請適正化に向けた指導要綱の作成に取り組むと答弁しています。これまでの取組状況や今後の方向性含めて答弁を求めます。</p> <p>教育行政執行方針で「栗山高校生に対して、自らの教養を高める目的のために語学・簿記・パソコン検定等の資格取得経費の一部を支援する」と述べられています。資料によると受験料の半額補助で平成27年度30件、平成28年度からは50件と想定しています。少子化により郡部の道立高校は入学者数が減少傾向で、学校の存続に向けて各学校が特色を打ち出して生徒募集を実施しています。既に制服補助や教科書、教材費の購入、通学費補助等道内でも100余りの市町村で高校生に対する支援が行われています。例えば英語検定や漢字検定では、2級以上取得するためには4級位から挑戦し、参考書もその都度必要になってきます。</p> <p>高校の授業料無償化に所得制限が導入されましたが、栗山高校ではほとんどの世帯がその影響は受けないとのこと。そこで参考書代も含めての支援を考えてはどうか見解を伺います。</p>	<p>12番 重山雅世</p>
-----------------------------	---	---------------------

<p>1. 電気料金再値上げによる対応策は</p>	<p>北電の家庭向け電気料金の再値上げが昨年10月15日に認可され、11月1日から実施されました。認可された値上げ幅は家庭向けで平均15.33%ですが、電力需要の多い冬場の激変緩和策として今年3月末までは家庭向けで平均12.43%、認可が不要な企業向けは平均16.48%にそれぞれ抑え、4月以降は平均20.32%になることが報道されました。</p> <p>今回の再値上げで標準家庭の月額料金は、昭和61年以来28年ぶりに8,000円を超えますが、オール電化住宅のモデルケースは、激変緩和期間(平成26年11月1日～平成27年3月末)でも暖房など電力使用が多くなる時期に重なるため、月平均5万1,000円余りに上がるのではないかと予想されています。</p> <p>家庭向けは、道内250万戸が契約する「従量電灯B」の標準家庭(30アンペア契約、月260キロワット時使用)の値上げ率が1割を上回ります。北電は人件費削減などでコストカットを行い、今冬に限って激変緩和策として値上げ幅を圧縮するとしています。この結果、標準家庭の当初の値上げ率は10%余り、月額料金は8,003円となり、激変緩和が終了する4月以降は今より約13%上がり、平成25年9月の値上げ前より毎月1,500円以上高くなる計算です。また、原油など燃料の輸入価格が上がっているため、料金に変動分を反映させる燃料費調整制度を加味すると、月々の支払はさらに200円程度高くなる見込みです。</p> <p>そこで以下の点について伺います。</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 老朽化した公営住宅の建て替えにおいて、今後もオール電化住宅を推進していくのか。 ② 庁舎内や公共施設内のLED化の推進と節電に対する徹底した対策は。 ③ 各町内会や自治会では防犯灯をLED化に推進する取り組みを行っていますが、申請しても予算不足のため適切な設置が遅れていることから、その対応策について。 	<p>1 番 八木橋 義 則</p>
<p>2. 地域の創意工夫を生かした取り組みを</p>	<p>政府の地方分権改革有識者会議が、全国の自治体などから求められていた権限移譲や規制緩和についての対応方針案をまとめました。提案方式の分権改革には、今回の改革から第三者委員会の勧告を受け、一律に見直していた従来の手法を改め、自治体の提案を募集する手法が新たに導入されました。また、希望する自治体のみ権限などを移譲する「手挙げ方式」も採用するなど、自治体の創意工夫を尊重した地域特有の課題やニーズ(要望)に応える新たな動きであり、地域活性化を</p>	

	<p>加速する契機となることに期待しているところです。</p> <p>「地方創生」がクローズアップされておりますが、最低限の条件として地方には学びと雇用の場が必要であり、加えて行政による結婚、出産、子育てに切れ目のない支援も重要です。今「人口減少」が大きな課題になっていますが、安心して子供を産み育てられる環境を整えば、若者が生まれ育った地域で暮らしていく意義も生まれ、郷土の担い手となり「ふるさととは栗山です」と誇れると思います。</p> <p>行政が策定する案の段階で、そこにどれだけ多様な意見が届いているかが重要です。高齢者の声は届きやすい半面、20代、30代の若者や若い女性の声は余り聞こえてきません。</p> <p>インターネット社会も大事ですが、最後は対一の関係が不可欠です。足を使い、困っている方に会いに行くのが行政と議員の原点であり、これからも現場に軸足を置いた活動が大切であると考えます。</p> <p>そこで以下の点について伺います。</p> <p>① 地域再生計画は、市町村が策定した計画を国が認定し、交付金などで支援する仕組みです。認定された地域再生計画は累計1,718件となりましたが、本町では申請されているのか。</p> <p>② 企業誘致「雇用」の創出は、多様な業種も考慮すべきでは。</p> <p>③ 企業の協力も重要で、企業別出生率の公表といった「見える化」の推進については。</p>	<p>1 番 八木橋 義 則</p>
--	---	------------------------

<p>1. 栗山町ふるさと応援寄附金（ふるさと納税制度）の現状と今後の展開について</p>	<p>平成20年に創設されたふるさと納税制度は、近年、ふるさとを想う都市部の方々からの寄附という形を使い、地方へ財源移譲をすすめるという目的からやや外れ、各自治体の知恵の出しあいによる寄附金獲得合戦の様相を呈しています。</p> <p>いち早く、その戦略的重要性を認識し、迅速かつ的確な対応を講じてきた本町は、年々寄附金額を増やし、平成26年度においてはその金額が約1億円に達するという実績を残しており、その企画力と対応力には敬意を表するところであります。</p> <p>そのような中、政府は「平成27年度税制改革大綱」の中で地方創生推進のため、ふるさと納税において、個人住民税の特例控除額の上限の引上げと、控除手続の簡素化からなる「ふるさと納税ワンストップ特例制度」の創設を打ち出しました。</p> <p>これにより、ふるさと納税の利用価値が改めてクローズアップされ、各メディアもこぞって特集を組むなどして注目度は上がるばかりです。</p> <p>一方で過熱するふるさと納税に対して、制度的な欠陥や自治体業務の負担増などの欠点も指摘されています。</p> <p>そこで、新年度を迎えるに当たり、本町におけるふるさと納税の現状と、新制度に向けた新たな展開について伺います。</p> <p>① 直近の寄附件数と金額、また寄附の一番多い金額などの寄附者の傾向分析について。</p> <p>② 現在、寄附金収入の裏返しである住民税控除による減収分はどの程度あるのか、また栗山町ふるさと応援寄附金を単体事業として考えたとき、収入に対して必要経費（返礼品代、人件費、通信費、住民税控除減収分、その他等）は何割程度と試算されるのか。</p> <p>③ 新制度に対する新たな対応は。</p> <p>④ ふるさと納税制度によってできる新たな人とのつながりを、他の事業、例えば移住促進や観光交流人口の増加などへ広げていくことも重要と考えるが見解は。</p>	<p>9番 藤本光行</p>
---	---	--------------------